

令和8年度 伊勢崎市 女性活躍職場環境づくり補助金



制度の目的

男女共同参画社会の実現及び女性活躍推進に資することを目的に、女性が活躍できる職場環境を整備する市内で事業を営む中小企業者等及び個人事業主に対して、補助金を交付します。

受付期間・時間 令和8年5月11日(月)～令和9年1月22日(金)

午前9時～正午・午後1時～5時

※受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を締め切ります

※支払いを含む事業完了から30日以内又は令和9年2月19日(金)のいずれか早い日までの実績報告が必要です

補助率・上限額 補助率 **2/3** 補助上限額 **50万円**

(1事業所につき当該年度1回限りです)

(千円未満は切捨てになります)

(補助対象経費(税抜き)が3万円未満の場合は、補助金対象外となります)

補助対象者 市内に事業所を有する中小企業者等又は個人事業主

また、次の要件に**全て該当**している必要があります。

- 市税を滞納していない者
- 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に定める農業、林業及び漁業に該当する事業を営む者でない
- 主たる事業の収入が、所得税法第27条第1項に規定する事業所得として計上される者
- 申請時時点で3か月以上女性従業員を雇用し、継続して雇用する見込みがあること、又は個人事業主が女性
- 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人でない
- 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でない
- 次の各号のいずれかに該当しないこと
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業に係る事業
 - ・ その他市長が適当でないと認める事業

注意事項

- 申請には要件がありますので、詳しくは市ホームページを確認してください。
- 交付決定前に着手した経費は対象外です。
- 申請書等は、市ホームページからダウンロード又は人権課にあります。



▲ 市ホームページ

問い合わせ先 申し込み先

伊勢崎市 市民部 人権課 男女共同参画係 (伊勢崎市役所 本館2階 22番)

(※提出書類は直接人権課へ持参してください)

【所在地】 〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

【電話】 0270-27-2730

【メール】 jinken@city.isesaki.lg.jp

【受付時間】 午前9時～午後5時(正午から午後1時まで除く・土日祝除く)



対象事業・経費**工事費・備品購入費**

※対象事業・経費等について次の表で詳細をご確認ください。

補助対象経費	補助対象内容
工事費 ア トイレ・ウォシュレット イ 休憩室 ウ 更衣設備 エ シャワー設備 オ 洗面設備 カ 個別ロッカー	  <p>従業員が使用する男性用と女性用に区別された次の設備を新設又は改修するもの</p> <p>妊婦や子連れ出勤等の安全確保を目的とするスロープ、滑り止め等を新設又は改修するもの</p> <p>女性従業員の安全の確保を目的とする防犯カメラ又は外灯を新設又は改修するもの</p> <p>子育て応援のための職場環境の整備を目的とする従業員が使用する託児スペース、授乳スペース等を新設又は改修するもの</p> <p>女性特有の健康課題に配慮した職場環境の整備を目的とする生理用品ディスペンサー等を新設又は改修するもの</p> <p>補助事業等の目的を達成する上で、その他市長が適当と認める経費</p>
備品購入費	<p>男性用、女性用の設置場所が配慮された更衣室付属品等を導入するもの</p> <p>子育て応援のための職場環境を改善するための従業員が使用する物品を導入するもの</p> <p>仕事を起因として生じた男女の家事負担を軽減する機器を導入するもの</p> <p>性差に配慮した執務用机等の導入など女性が安心して働ける環境を整備する物品や業務機材を導入するもの</p> <p>女性特有の健康課題に配慮した職場環境を整備するための物品を導入するもの</p> <p>補助事業等の目的を達成する上で、その他市長が適当と認める経費</p>

申請受付

令和8年5月11日（月）～令和9年1月22日（金）

※直接人權課へご持参ください

**実施期間**

交付決定日～令和9年2月19日（金）

※補助金の交付決定後に発注を行った工事費、備品購入費が対象となります。

※実施期間内に支払い及び報告書の提出までを完了することが条件です。

提出書類

市ホームページからご確認ください。